

洲本市告示第21号

洲本市ふるさと産品開発事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成31年3月29日

洲本市長 竹内 通 弘

洲本市ふるさと産品開発事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふるさと産品の開発を促進し、もってふるさと納税や情報発信イベントを通じた本市の魅力の発信に寄与するため、本市の地域資源を活用した新商品の開発に取り組む事業者に対し、その開発に必要な経費の一部を補助することについて、洲本市補助金等交付規則（平成18年洲本市規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「ふるさと産品」とは、主として市内で生産された原材料を加工した商品又は市内で製造し、若しくは加工した商品であって、本市の魅力の発信に資するものとして市長が認めるものをいう。ただし、飲食店等において提供される料理等を除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 市内に事業所を有する個人若しくは法人又は市内に住所を有する者により組織された団体であること。
- (2) 本市のふるさと納税制度において特産品等を提供していること。
- (3) 洲本市税等の滞納者に対する補助金等の交付の制限に関する規則（令和元年洲本市規則第1号。以下「規則」という。）第3条第1項に規定する市税等の滞納者でないこと。
- (4) 洲本市暴力団排除条例（平成25年洲本市条例第2号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) ふるさと産品を新たに開発し、かつ、商品化する事業であること。
- (2) 国、地方公共団体等の補助等を受けていない事業であること。

（補助対象経費等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（補助金の交付制限）

第6条 同一の事業者に対する補助金の交付は、一の年度において1回限りとする。

（市長が必要と認める書類等）

第7条 規則第3条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 市歳入金情報に関する同意書（規則別記様式）
- (2) 事業者が提供している商品の概要が確認できる資料
- (3) その他参考となる書類

2 規則第13条第1項の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 補助対象事業の実施過程が確認できる資料
- (3) その他参考となる書類

3 前項の場合において、事業者は、同項に規定する書類に本事業において開発されたふるさと産品の成果品を添えて市長に提出しなければならない。

（財産の処分制限）

第8条 規則第21条第1項第2号に規定する市長が指定する財産は、その購入に要した費用が50万円以上のものとする。

2 規則第21条第2項に規定する当該財産の耐用年数を勘案して定めた期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（不動産及びその従物並びに第8条第1項に規定するものに限る。）の処分制限については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第5条関係）

区 分	補助対象経費		補助金の額	
			補助率	補助限度額
1 ソフト事業	謝礼	外部専門家から指導を受けた場合の謝礼金	2分の1	30万円
	交通費	専門家等に支払う旅費又はマーケティング活動に必要な旅費		
	消耗品費	商品の容器若しくは包装材の購入費又は事業に必要な少額の物品の購入費		
	印刷費	パンフレット、ポスター、シール等の印刷費		
	運搬費	材料、資材、試作品等の送付に係る送料		
	委託料	調査研究、パッケージデザイン等の委託費又は試作品等の外注加工費		
	手数料	各種許認可等の取得費用又は成分の分析、検査等に係る費用		
	材料費	新商品開発のための試作に使用する原材料費		
	賃借料	加工施設使用料又は機械リース料		
	市長が特に必要と認める経費	その他市長が特に必要と認める経費		
2 ハード事業	機材購入費	新商品の開発に必要と認められる機材の購入に要する経費	2分の1	200万円
	施設費	製造又は加工のための施設の新設、改修又は修繕に要する経費		